

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 五ヶ瀬町 (都道府県: 宮崎県)
本事業の担当部局名 企画課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	五ヶ瀬町結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	令和 5 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 五ヶ瀬町の人口は、昭和30年の9,598人をピークとし、令和2年の国勢調査時では3,472人となり、平成27年の調査時の3,887人と比べ415人減少しており、何も施策を講じなければ更に減少していく推計となっている。そのため、「第6次五ヶ瀬町総合計画」(令和3～12年度)を策定し、「人と『ともに』 地域と『ともに』 自然と『ともに』～笑顔でつながるまち 五ヶ瀬町～」を将来像に掲げ重点施策の実現を目指すこととしているが、人口減少や少子高齢化による防災上の安全確保や地域行事の開催など、生活を支える地域コミュニティの維持や文化の継承が課題である。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 本町の豊かな自然に恵まれた環境、受け継がれてきた多くの誇りある歴史・文化など、大都市にはない様々な地域資源を活かすことを基本的な考え方とし、令和3年2月に策定した「第2期五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、本町で結婚・子育てをすることの魅力や情報の発信、妊娠から出産までの切れ目ない支援を継続的に実現する。 <本個別事業の位置付け> 「第2期五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のひとつとして、「子どもが育つ地域づくり～結婚・出産・子育ての希望を叶える～」を掲げている。本事業により、結婚に伴う経済的負担の軽減を図り、新生活のスタートアップに係るコストを支援することで、若者の結婚する環境を促進し、子育て世代に対する妊娠から出産、子育て支援の充実を図ることにより、少子化対策に資する施策として位置付ける。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 無								
※(注)3 【その他独自要件】								
・夫婦及び住所を同じくする世帯全員が町税等の滞納がないこと。 ・夫婦及び住所を同じくする世帯全員が暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと。								

2. 申請見込

①新規世帯見込

4	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	1
その他	3
	世帯

②継続世帯見込

	世帯
--	----

【世帯数積算根拠】

＜令和6年度見込額＞

- ・29歳以下申請申込:1世帯＝①6組×②20%
- ・上記以外申請見込:3世帯＝①6組×③50%
- ①直近年度(令和4年度)の五ヶ瀬町年間婚姻件数6組
- ②直近年度(令和4年度)の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
29歳以下の世帯総数のうち、所得が500万円以下の世帯の割合20%
- ③直近年度(令和4年度)の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
30歳以上39歳以下世帯総数のうち、所得が500万円以下の世帯の割合50%
- ・新婚世帯の申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。
- 29歳以下:1世帯(申請見込)×60万円(補助上限額)＝600千円
- 30～39歳以下:3世帯(申請見込)×30万円＝900千円

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込	1	世帯
～12月(実績)	0	世帯
1月～3月(見込)	1	世帯

【金額積算根拠】

＜上限額＞

(29歳以下)	1	世帯	×	600,000	円	=	600,000	円
(その他)	3	世帯	×	300,000	円	=	900,000	円
				(継続補助)			0	円

＜積算＞

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

- ・毎月発行の町広報誌及び町ホームページに掲載。
- ・戸籍担当窓口においてチラシの配布。

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	婚姻数	組	8組/年 (R7年度)	6組/年 (R4年度)
	出生数	人	20人/年 (R7年度)	16人/年 (R4年度)
	子育て世代の移住、定住	世帯	2世帯/年 (R7年度)	4世帯/年 (R4年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.82 (H25～H29厚生労働省公表値)	
	婚姻件数	件	7 (令和2年)	
	婚姻率		2.03 (令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目		
		(アウトプット)		
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100 (令和6年度) 0 (令和5年度)
		(アウトカム)		
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100 (令和6年度) 0 (令和5年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100 (令和6年度) 0 (令和5年度)
	・県の実施するライフデザイン講座の実施案内や事業パンフレットを申請者に配布し、世帯でライフプランを考える機会を提供する。 ・県の開設する結婚・子育て支援ポータルサイト等で周知を図る他、町の実施する子育て支援施策やイベント等の情報発信を連携して行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・町の商工会と連携し、会員事業所の従業員に対して情報提供を行う。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。